

平成18年 4月14日発行

* * * * *
* * * * *

担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン（第20号） *

*

* * * * *

インデックス

・「担い手経営安定新法」国会審議情報

- 衆議院農林水産委員会において2回目の審議が行われました！ -

・地域の話題等

地域の担い手を目指した集落共同型の法人設立の推進！

（北海道津別町、北海道庁発）

ＪＡによる担い手づくりの取組み

- モデル集落に重点的な支援を実施 -

（滋賀県ＪＡ甲賀郡、近畿農政局発）

・各都道府県の担い手育成予算のコーナー

【北海道、岐阜県、三重県】

・「担い手経営安定新法」国会審議情報

- 衆議院農林水産委員会において2回目の審議が行われました！ -

前号に引き続き、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案」（担い手経営安定新法）の国会審議の様式をお知らせします。

昨日4月12日、衆議院農林水産委員会において、2回目の審議が行われました。委員会は前回同様約6時間行われ、松野博一議員、梶山弘志議員、後藤斎議員、森本哲生議員、佐々木隆博議員、岡本充功議員、西博義議員及び菅野哲雄議員の8名からの質問に対し、中川大臣や宮腰副大臣、金子政務官らが答弁しました。

来週は、4月19日に、同委員会の委員による地方公聴会及び現地視察が、北海道と宮崎県で行われることとなっています。

同委員会におけるこれまでの主な質疑応答の概要をご紹介します。

< 主な質疑応答の概要 >

【現時点における対策の対象者、対象面積の割合は、それぞれ3割、5割程度】

Ｑ１：対策のスタート時において、どの程度の面積が対象となるのか。また、人数としては、どの程度の農業者が対象となるのか。

Ａ１：対策の要件を満たす対象の割合については、本来、対象者となり得る農業者、営農組織の実態・意向等を積み上げる必要があるが、仮に、

個別経営については、「農林業センサス」に基づき、経営耕地が都府県4ha、

北海道10ha以上の経営体、
集落営農については、「集落営農実態調査」に基づき、現在存在するとされている1万組織が、
それぞれ認定農業者又は特定農業団体等一定の要件を満たすよう、構造改革のための努力を行ったとの前提をおいた場合、
現時点において、これらの経営耕地総面積に対する割合は5割程度、全販売農家に対する割合は3割程度と試算される。

これに加えて、面積は小さいものの、複合経営などにより相当の所得を確保している場合については、面積の要件に達していなくても対象とすることができるようにしているが、これについては試算することは困難である。

もとより、現在、行政と農業団体とが連携・協力して担い手の育成を強力に行っていることから、このような規模拡大や集落営農の組織化等の取組の進展度合いにより、対策スタート時における対象者は、当然大きく変わることには留意する必要がある。

【「過去の生産実績に基づく支払」の基準期間は固定】

Q 2 : 「過去の生産実績に基づく支払」の基準期間について、一定期間経過後、この期間を見直す考えはあるのか。

A 2 : 「過去の生産実績に基づく支払」については、現行のW T O 農業協定において削減対象とされていない「緑の政策」として仕組んでいることから、基本的には制度開始時に決定する期間で固定する必要があり、現時点において、その期間の見直しは考えていない。

【「過去の生産実績に基づく支払」と「毎年の生産量・品質に基づく支払」の比率は、それぞれ7～8割、2～3割程度】

Q 3 : 「過去の生産実績に基づく支払」と「毎年の生産量・品質に基づく支払」の比率はどの程度になるのか。

A 3 : 国内支持に対する国際規律の制約の中で、本対策を長期にわたり安定的かつ継続的に講じていくためには、「緑の政策」である「過去の生産実績に基づく支払」が、生産条件の格差を補正する支払において、できる限り多くの部分を占めるようにすることが必要であると考えている。

他方、このような仕組みを導入する場合であっても、需要に応じた生産や生産性向上等に資するような工夫が必要であり、生産量等の変動に応じて支払額を変動させることからW T O 農業協定上は削減対象の「黄の政策」となる「毎年の生産量・品質に基づく支払」を併せて講ずることとしているが、これについては農業者の生産性・品質向上等に対する適切なインセンティブを働かせる観点から、品質格差を的確に反映できるような水準を維持することが必要ではないかと考え

ている。

例えば小麦では、現行の麦作経営安定資金における品質格差の幅程度を当面継承することとした場合、この格差の幅は、昨年秋に示した生産条件の格差を補正する支払の試算値の2～3割を占めることになる。

このことを踏まえれば、「毎年の生産量・品質に基づく支払」の割合については、生産条件格差を補正する支払の2～3割とし、残りの7～8割を「過去の生産実績に基づく支払」に充てることが適当であると考えているが、いずれにしても、法案第3条第7項に基づき、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いた上で、具体的単価水準として決定してまいる考えである。

担い手経営安定新法の条文などは、こちらを御覧ください。

→ <http://www.maff.go.jp/hourei/164jokai.html>

衆議院農林水産委員会における審議の様子は、衆議院のホームページから検索することができます。

→ <http://www.shugiintv.go.jp/jp/index.cfm>

・地域の話題等

地域の担い手を目指した集落共同型の法人設立の推進！

（北海道津別町、北海道庁発）

北海道北東部のオホーツク圏、19市町村からなる網走支庁管内は、品目横断的経営安定対策の対象作物である麦、てん菜、でん粉原料用馬鈴しょなどの作付けが広く行われている地域ですが、管内各地域の担い手育成総合支援協議会が認定農業者への積極的な誘導等を行った結果、昨年4月から同年12月までの間に、認定農業者数が3,578経営体から4,001経営体に423経営体増加しました。また、農業生産法人も、昨年度1年間で258法人から約30法人増加する見込みとなっています。

特に、同管内南部に位置し、十勝支庁・釧路支庁と境を接する津別町では、農業従事者の高齢化や後継者不足等による農家戸数の減少や耕作放棄地の増加が懸念されることから、集落を基本とした共同型の農業法人を地域の担い手の核として位置付け、関係機関が連携しながら法人化に向けた取組を進めた結果、昨年は新たに2法人が設立され、これらの法人には地域農業を守るための中核的役割が期待されています。

同町では、同様の課題を抱え、個別経営の限界を感じている他地域に対して、これまでの取組や成果を普及していくこととしています。

- ・問い合わせ先：北海道庁（TEL：011-231-4111(内線27-372)）
- ・北海道のホームページ

→ <http://www.pref.hokkaido.jp/menu.html>

ＪＡによる担い手づくりの取組み

- モデル集落に重点的な支援を実施 -

(滋賀県ＪＡ甲賀郡、近畿農政局発)

ＪＡ甲賀郡は、滋賀県の南東部の甲賀市及び湖南市の２市をエリアとするＪＡで、管内の耕地面積は、県全体の約１１パーセントに当たる６，１７０ヘクタール（平成１６年）をカバーしており、農業生産は、稲作を軸に茶、野菜、畜産などが中心となっています。

同ＪＡでは、「経営所得安定対策等大綱」に対応した担い手づくりと地域の農業生産の振興を図るため、去る４月１日付けで「担い手対策室」を設置するとともに、管内６つの地区の業務部長をそれぞれの地区の担い手担当者と位置付け、「担い手対策室」の３名のスタッフと併せた９名体制で、担い手づくりなどを効果的に推進することとしています。

業務内容は、生産調整に関する各種対策、担い手総合支援事務局の運営、集落営農の普及指導、受託農業経営のあっせん等、多岐に渡りますが、このうち、集落営農の普及指導として、同ＪＡで平成１４年度より実施している「集落営農育成モデル事業」において、３年計画で２１のモデル集落を選定し、財政面を含めた支援を実施しており、今年度は、第３期の７集落が最終年度の支援を受けることになっています。

本事業は、ＪＡの営農指導員と集落在住の職員がペアとなり、集落の事務機能を担いながら、集落リーダーや組合員とＪＡとのパイプ役として、共に集落のあり方や将来像を考えていくこととしています。また、モデル集落に対して、経理用のパソコンソフトの提供や利用料の値引きなどの支援を行い、集落の役員やリーダーにとって、事務の軽減に役立っています。

この結果、本事業で選定された２１集落のうち、すでに２集落が法人化、４集落が特定農業団体となるなど、具体的な成果も現れてきています。

今後とも、大規模農家と集落営農組織の棲み分けなどの課題の打開に努めながら、集落営農の組織化等を推進していくこととしています。

・ 問い合わせ先：ＪＡ甲賀郡（TEL：0748-62-0581）

・ 各都道府県の担い手育成予算のコーナー

今号から、各都道府県における平成１８年度の担い手育成関連の独自予算について、その主なものをピックアップして紹介していきます！

【北海道】

- ・「担い手育成支援事業」(21,388千円)(継続)

認定農業者の経営改善のフォローアップ、法人化に向けた研修会の開催、集落営農の組織化の推進、農地の有効活用に向けた農地情報の収集・公開の実施など、道段階及び市町村段階に設置した「担い手育成総合支援協議会」等が実施する担い手の育成・確保や担い手への農地の利用集積を図るための各種の取組を総合的に支援

【岐阜県】

- ・「集落営農組織等育成支援事業」(72,000千円)(新規)

集落営農組織の新設や規模拡大、農業生産法人の経営強化を図るために必要な機械の導入を支援

- ・「担い手協議会活動事業交付金」(21,323千円)(新規)

県及び地域担い手育成総合支援協議会が行う担い手育成のための活動を支援

- ・「集落営農組織化マネージャー養成講座」(500千円)(継続)

市町村職員や市町村農業委員会職員を対象として、集落営農の組織化に関する行政のリーダーを育成するための研修を実施

【三重県】

- ・「よみがえれ！農村集落の元気増進事業」(30,897千円)(新規)

水田農業の担い手として重要な役割を担う集落営農組織の育成を積極的に進めようとする市町取組を支援するとともに、意欲的に集落営農に参加する団魂の世代の定年退職者等を対象に、農業大学校における農業技術習得のための研修を実施

- ・「集落営農組織育成支援事業」(79,245千円)(新規)

集落営農を目指す集落に専門家を派遣し、集落内の農地状況の把握・分析、農地利用ビジョンの策定などの農地プロデュースを行い、集落営農の取組とその特定農業団体化、特定農業法人化を支援

各事業の詳しい内容については、各都道府県農政担当部局または各都道府県担い手育成総合支援協議会にお問い合わせください。

< 編集後記 >

今号から、各都道府県の予算を紹介するコーナーを設けました。品目横断的経営安定対策が19年産から導入されることから、今年度から新たに事業化するものや、既存の事業に新たなメニューを増やすものなど、昨年度に比べてその内容は充実していると感じられます。

当メルマガでは、皆様に活用されるメルマガを目指し、担い手育成活動の優良事例等を紹介していきます。皆様の地域での事例、ご意見、メルマガの感想等を下記

アドレスまでお寄せください。

- ▲ 電子出版：担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン
発行日 ：随時発行（週1回程度）
発行元 ：農林水産省 経営局 経営政策課
- ▲ お問い合わせ先の電子メールアドレス： keiei_seisaku@nm.maff.go.jp

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～品目横断的経営安定対策を含む担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/>